

## 第 4 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 25 年 12 月 20 日（金）

県庁行政庁舎 16 階 教育庁会議室

午後 3 時から午後 5 時まで

次第	発言者	内容
1 開会	司会	「第 4 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。開会に当たり、県教育委員会高橋教育長より御挨拶を申し上げます。
2 あいさつ	教育長	<p>開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、そしてお足元の悪い中を御出席いただきましてありがとうございます。心より感謝いたします。</p> <p>また、委員の皆様には日頃から本県の特別支援教育の充実のために様々な形で御支援・御協力をいただいておりますことをこの場をお借りして心より御礼申し上げます。</p> <p>先に行われました県議会 11 月定例会におきまして、「県立学校条例の一部改正条例」が可決され、小松島支援学校が平成 26 年 4 月に正式に開校の運びとなりました。それとともに、仙台圏の支援学校の狭隘化の解消に向けて、同校の開校後も引き続き対応が必要であるとの御指摘をいただいたところであり、この審議会での議論にさらなる期待が寄せられているところでございます。</p> <p>前回の会議におきましては、「特別支援学校における教育の充実」と「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」、さらに「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」について御議論をいただいたところであります。</p> <p>第 4 回目となります今回の審議会におきましては、喫緊の課題であります仙台圏の知的障害特別支援学校の狭隘化への対応を含めた「教育環境の整備」について、前回までの御議論を踏まえて事務局としてとりまとめました「整備の方向性」について御議論をいただきますとともに、これまでのテーマに加えまして「市町村における特別支援教育の充実」を図るための方策についても御議論いただきたいと考えております。</p> <p>本日も限られた時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。</p>
	司会	<p>次に、本日の欠席者ですが、名簿に記載のとおり今委員、齋藤委員、山田委員が御欠席です。</p> <p>また、この会議は公開となっています。</p> <p>それでは、議事に移ります。進行は村上会長にお願いいたします。</p>

### 3 議事(1)

会長 早速ですが議事に入りたいと思います。議事（１）「第３回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料１を御覧願います。  
この議事録案は一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。以上です。

会長 もうすでに皆様のお手元に一度届けられたものだと思います、この議事録は原案のとおりでよろしいでしょうか。お諮りいたします。  
それでは御意見などがないようですので、議事録については原案のとおりといたします。

### 3 議事(2)

会長 次に、議事（２）「特別支援学校の教育環境整備についての議論のまとめ」です。

このテーマについては、これまで２回にわたり、またこの会議自体としては時間の配分が多くなされたところではありますが、その中で見えてきたのは、仙台圏を中心とした知的障害特別支援学校の狭隘化です。とても狭い環境の中で子どもたちが学習していることについて教育長からお話がありましたが、来年４月に小松島支援学校が開校されてもおそらく厳しい状況が続くことが予想され、できるだけ早い次の対応が必要であると思います。

名取支援や光明支援の様子を見ますと、対応は早いに越したことはなく、来年度末の提言はとても考えられない状況だと思います。

つきましては、知的障害特別支援学校に係る教育環境整備の方向性については、この審議会で様々なテーマを議論していますが、他のテーマに先立ち本審議会として早めに提言を取りまとめることとし、次回の会議にお諮りした上で県に示したいと考えますがいかがでしょうか。

#### 【「異議なし」の声】

それでは、次回の会議における提言の取りまとめに向け、本日の会議では、これまでにいただいた御意見も踏まえながら、さらに議論を深めたいと思います。

まず、事務局から課題１「知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けた方策」と、関連する課題２「複数の障害種の『併置化』と学科の再編に向けた方策」についての説明をお願いします。

事務局 それでは資料２を御覧ください。１ページに仙台圏の知的障害特別支援学校の狭隘化への対応を含めた教育環境の整備について、これまで皆様からいただいた御意見を、２ページにこれらの御意見を踏まえ「議論

のまとめ」としたものをお示しました。同様に3ページに「複数の障害種の『併置化』と学科の再編に向けた方策」についていただいた御意見を、4ページに「議論のまとめ」をお示しました。

これら2つの「議論のまとめ」を基に特別支援学校の教育環境整備の方向性について審議会からの提言案を第5回審議会でお示したいと思えます。文章表現や記載内容など忌憚のない御意見をいただきより良い提言案をお示したいと思えます。以上です。

会長

若干繰り返しになりますが、第1回審議会の意見で、知的障害特別支援学校の狭隘化対策が必要であるという意見がありました。これを受けて名取支援学校を視察させていただき、想像以上といたら良いのでしょうか、早急に対応しなければならないことを私どももよく理解できました。

第2回審議会の意見としては、児童生徒数の増加に対応できるよう、ハード面の整備が必要である、小松島や女川に新設しただけではとても狭隘化は解消されない、高等学園の定員を増やしてはどうか、仙台市内に高等学園があると良いという意見もありました。

インクルーシブも考えると高等学校の空き教室を分校や分教室にして農業などは一緒に活動できると良いということや、狭隘化の問題と絡みますが狭いと子どもたちがクールダウンする場所がない、あるいは校庭やプールがない特別支援学校は子どもたちが育つ環境としていかなものか、本来子どもが育つ環境を考えると大変な状況だ、それから地域の資源を活用できないかという意見が出されました。

第3回審議会ではやはりクールダウンの場所、校庭など学校として必要最低限の場所さえもない状況。これは子どもたちの育つ環境として良いのだろうかという展開も含めて出て参りました。

これらを踏まえてさらに付け加えたい点、それから今書かれています文言、あるいは足りない部分も含めて意見をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

青木  
委員

光明支援学校、名取支援学校、利府支援学校の3校は慢性的ともいえる狭隘化です。これは何年経ったら解消するのかということ御意見もたくさん出たのですが、根本的には高等部に入学してくる生徒たちの増加です。適正規模が確保されない時に起きるのはまず通学時間の増加、次に作業室が確保できないことで職業教育、キャリア教育が滞ってしまうこと、それから人数が多いため安全確保が難しい。この3つの問題が生じると思えます。

大阪府のように高等学校に知的障害の生徒の受け入れを行う施策をしていけば別ですが、特に仙台市南部の生徒への対応としてやはり新たな支援学校、分校・分教室を早急につくっていくことがどうしても必要だと思えます。

3つの案を考えました。まず1案ですが、平成27年度の秋に拓桃医療療育センターと拓桃支援学校が、こども病院の隣に移転するというお話を聞いています。その拓桃医療療育センターの跡地と拓桃支援学校の

現校舎を利用して新たな支援学校を設置すれば、新たに建築するよりも費用はかからないと思います。そうすれば光明支援学校の学区である錦ヶ丘や広瀬高校付近、名取支援学校の学区では秋保方面から川崎地区の子どもたちが通いやすくなるのではないかと思います。

第2案ですが、いわゆる名取支援学校の学区である長町や遠見塚などの生徒は小松島に支援学校ができて通学に1時間以上かかると思います。聴覚支援学校の敷地に知的障害支援学校を併設するか、知的障害支援学校の分校・分教室を設置できると良いと思います。

第3案ですが、多様な学びの場を保障し、できる限り居住地域で共に学ぶという特別支援教育の理念を実現させるため、大規模な支援学校ではなく宮城方式と言われましたが、分校や分教室を拡充していくことを検討してほしいと思います。また少子化で生徒数が減少傾向にある高等学校の中に特別支援学校の分校や分教室を設置していくことで、知的障害特別支援学校の高等部の生徒の増加による狭隘化に歯止めをかけることができると思います。

高等学校にとってのメリットは、高齢化社会が到来している中で、介護や福祉という学科やコースを新設する高等学校もこれから増えてくるのではないかと思います。その時臨床実習の場が校内にあるのは魅力だと思います。また、交流及び共同学習は、小・中学校では既にだいぶ推進されているのですが、高等学校でも推進できるのではないかと思います。今だと2.5%位の発達障害の子どもが高等学校に在籍しているのでしょうか。そういう子どもたちへの指導法とか進路情報を支援学校からいただくこともできると思います。

大阪教育大学の研究では、平成23年度現在で19の都道府県にある48校の高等学校の中に、知的障害支援学校の分校や分教室がありますが、千葉県や埼玉県あたりまでで、東北・北海道地区ではまだ実施されていないという現状です。近いうちに25の都道府県に設置されるという話もありますので、今まで東北・北海道地区の特別支援教育の先導的役割を担ってきた、「共に学ぶ」宮城県の特別支援教育の施策を今このタイミングで打って出ることが大切ではないかと思います。

会長 青木委員のお話で適正規模、学習上の問題、安全確保は目の当たりにした課題ですが、それに対するいくつかの案を出していただきました。拓桃支援学校や拓桃医療療育センターがこども病院の隣に移転する。たとえば小松島支援学校ができたとしても名取支援学校に在籍していた子どもたちの通学時間を考えなければならない。それからもう一つは理念の問題としてはとても大きいインクルーシブ的な観点から高等学校、あるいは障害種間のインクルーシブを考えること。それらが子どもの育ちとどう関わっていくかという視点を私たちは考えなければならないと思います。

去年今年と私どもの研究センターで通常の高等学校と特別支援学校が実験的に一緒になっているという台湾のある学校に行ってきました。高校生たちがお昼休みや放課後などには、肢体不自由が中心の特別支援学校の子どもたちへ対応するのが当たり前なのを実際に見ました。先程青木委員が話した高等学校の中の分校や分教室は決して夢物語ではないの

です。インクルーシブ的な観点から考えると思いついたような考えでは全くなく提言の案になり得ると思います。

伊藤  
委員

青木委員の意見とかなり関連します。新設や分校・分教室のお話がありました。通学距離や時間も考慮しなければなりません。私も利府支援学校にいましたが、通学距離や範囲が広いのでスクールバスで走るだけでも結構時間がかかり1時間40分というコースもありました。

適正規模について私なりに思うのは、職員は100人、児童生徒は200人でも多いくらいですが、それを超えないような範囲でなければ安全確保や職員の管理は厳しい状態だと思います。このようなことを考えながら支援学校の配置を考えてほしいと思います。

もう一つ先程青木委員から出たのですが、平成17年から学習システム整備モデル事業や学習支援室システム整備事業を実施し、今年度で終わりだと思います。国の動きもいろいろ変わってきていますが、現在の将来構想ではメインでやってきたので、県として総括し特別支援学校の教育環境や小・中学校における特別支援教育の在り方にどのように関連づけていくのが大切だと思います。

会長

仙台市がとても大きいですから、仙台市の子どもたちの人数的な比率がどうしても高いです。その子どもたちが高等部段階になると県立の支援学校に入ってきます。その受け皿がかなり大きな課題になっており、高等学校のインクルーシブも含め先程の学習環境や通学距離、安全確保などの問題が発生していると思います。

菊池  
委員

特別支援教育を受ける子どもたちのことを考えると、やはり自分の居住地が一番のポイントだと思います。聴覚支援学校も県内に一つしかなく、小学生でも1時間以上かけて通学してきていることを考えると、この将来構想が今後10年の宮城県の特別支援学校を考える重要な方向性が決まるということでは、どのような障害の子でも居住地に近い特別支援学校に通えるのが大切だと思います。ただし、各障害種に応じた専門性のある確かな教育やしっかりとした支援を受けられることが条件だと思います。

障害種ごとに支援学校がありますが、県内で唯一の聴覚、視覚、また数が少ない肢体不自由や病弱については、県内の拠点校としてその中で教員をしっかりと育てることが重要です。校内の努力だけでは限りがありますので、大学や東北各県の同じ障害種の特別支援学校と連携し専門性を高められるようしっかり定めた上で、その拠点校から各地域の支援学校に教員を派遣し応援するというネットワークを構築することが理想だと思います。そのような学校を作るまでには時間もかなりかかると思います。

中学校の中に特別支援学校の分校がある、角田支援学校白石校に私が勤務していた際、自然と交流ができました。青木委員が話されたように特別支援学校を構築するのと併せて、もし地域の小・中学校に空き教室

があれば少しでも良いので分校や分教室が設置できればより一層共生社会の構築が進むと思います。

会長

やはり専門性は確保しなければなりません。特別支援教育はなんでもありではなくそれぞれの専門性を確保した上で、インクルーシブ的な発想で様々な障害種や、いわゆる健常といわれる子どもたちとのインクルーシブを進めるということです。ある種矛盾するようですが、専門性という観点からすると、どちらも必要とされるということだと皆さんの意見が合ったところだと思います。

例えば私の専門領域は病弱で西多賀支援学校に頻繁に伺いますが西多賀支援学校は東北の拠点校と言われています。ところが残念ながら子どもたちの数がどんどん減っており拠点校という役割を担いつつ子どもたちが少ないところでどのように専門性を維持するかが学校の課題となっています。非常に申し訳ない言い方ですが聴覚支援学校や視覚支援学校でも同じような課題が浮かび上がってきていると思います。子どもたちが多ければ良いという発想ではないと思います。ただし、私の個人的な見解ですが、教室に子どもが1人か2人しかいない状況は、果たして子どもたちが育つ環境なのかと危惧しています。もし可能であればそれぞれ地域の分校や分教室に先生方が出向き専門的な対応をすると同時に子どもたちが育つ集団についても十分に保障しなければならない。矛盾するようですが、その両面を考えないと本当のインクルーシブと専門性の確保は難しいと思います。いかがでしょうか。

小室  
委員

私は地域で生まれてくる子どもたちの乳幼児期を支援している保健師です。乳幼児期は障害があってもなくても地域で支援し、保育園に入っても加配の保育士をつけ皆と同じところで保育されています。就学時に分けられるというか、教育という場面になると集団が分けられる。視覚・聴覚・肢体・知的障害などのグループに分けられ、その集団を特別という言い方をしていますが、地域社会から考えると障害のない通常の学級も特別な集団です。私も普通とか通常と言われる地域社会からみれば特別な環境で教育を受けてきました。社会にでているいろいろな障害の方々と接する仕事をしているからですが、小学校、中学校、高等学校での教育の期間もやはり地域社会と同じような集団や環境で教育を受けられたら良いと思います。

今就学時の支援をしているのですが、保護者は自宅近くの学校に入れると思いき育てをしてきたのですが分けられてしまう。以前は白石市に支援学校がなく引っ越した方もいましたが分校ができ居住地の学校に入れて幸せな環境になった方もいます。それでも通常の学級に入れたいとか、地域の小学校に入れたいという希望を持っている保護者もいます。確かに小さい集団になってしまうかもしれませんが、地域社会と同じ集団や環境で専門的な教育が受けられたら良いと思います。

会長

それが自然な形だと思います。

氏家  
委員

狭隘化の問題はこれまでの議論にもありますし、実態も見てきたので深刻な問題です。一方で小室委員が話されたように、良い教育を受けたいが通学圏が拡大されてしまい遠方まで通学しなければならないと県内あちこちの教育相談で聞き心配になりますが、そこから先に進めることができない歯がゆさを感じています。

今年の夏に石上委員のいるまなウェルの総合教育センターを見学した時、PFIでできたと聞きました。私はまちづくりにも関心があるからですが、コンビニが強行出店し経営がだめになると早々に閉店しハードだけが残る。そこをめぐって次の業種が入り込むこともあるそうです。

これは夢物語なのかもしれませんが、ハードとして使えるところは時限を区切っても良いので、ある時期は学校として活用し、後々は教育の分野の他の機能でも良いですし、幅広く就労や福祉に向けた機関に活用しても良いと思います。ハードそのもので使えるものがあればそれは既にある学校かもしれないし、別な産業領域・商業領域なのかもしれません。学校として使える場所があるのであれば、いくつかの関門はクリアしなければならないでしょうが、学校としてある時期は使い子どもたちが少なくなった時には同じ場所が発展的に次のステップとなる機能を持つ機関とする。監督官庁は別になるかもしれませんが機関そのものも成長させるような活用を図れないものかと思います。

おそらくこれまでは暮らしや人は動かないという前提で考えていたのでしょう。ハード自体を固定して考えるのではなく子どもたちの障害・発達に応じた形で、建物そのものに関しても発展的解消を見越した計画をし、今やるべきことを先に急いでし、数年後には違う用途に発展的解消をするという方向性であれば協力が得られやすいと思います。このようなことを宮城型としてできないかと思います。

会長

以前いただいた推計では、仙台圏の人口は減少しそうにない傾向でした。非常に不幸なことでしたが震災がありどのように人口が動いたかという仙台圏に集まってきています。これから先、仙台圏はそれほど急激な人口減少はないであろうと思います。

それに加えて様々な対応を必要とする子どもたちも、むしろ増えていくかもしれないという状況を考えると、時限的かどうかは別にして現在ある使えるものを十分に活用したとしてもすぐに無駄になることはないであろうと想定されます。ニュータウンができそこに学校を設置し、何年かすると子どもたちの数が減っていくのと支援学校の状況は全く違うと思います。

鈴木  
委員

青木委員が話されたように支援学校の狭隘化が加速するのは高等部の生徒が増加しているからです。地元の小・中学校の支援学級や通常の学級に在籍したのですが、社会に限りなく近い高等部の段階になると保護者は先々の社会参加をさせるためにどのような学校を選ぶことができるかと悩みます。やはり支援学校の高等部を選び就労や福祉施設を考える

のです。高等部の生徒数が増えるのは社会参加させるためにどうしたら良いかということが非常に大きいと思います。

何年前か前、船岡支援学校の子どもたちの全体的な数が減って、肢体不自由の単一障害の子どもたちは数が少ないので知的障害の高等部だけを併置できないかと案を作ったことがあります。寄宿舎もあり、足りないのは作業学習をする農地などの作業の場所を考えなければならないということでした。通学も就労を目指す子どもたちであれば、駅から徒歩や自転車で通学できるなど、ハード・ソフト両面を考えました。

寄宿舎に入り社会参加するための生活の能力を高め、そこから現場実習に行くこともできます。小・中学校の段階では地元の学校で学習支援し、高等部の段階では社会人になるための資質を高め、スキルも上げなければなりません。通学できる体力やいろいろな社会的なルールを学ぶという部分で小・中学校段階とは分けて考えられないかと思います。

山元支援学校は宮城県で唯一の併置校ですが、今は病弱の子どもたちよりも知的障害の子どもたちが増えております。先生方はお互いその専門性をうまく担保していますし、被災地でありながらも就労できるやり方を学校の中で対応してきました。先程青木委員から現在の拓桃支援学校の跡地を高等部の支援学校にするという話がありましたが、高等部の対応を考えれば良いと思います。

青木  
委員

高等学園の定員をもう少し増やせないのかという意見も多いと思います。本当に境界線域で十分高等学園に入れる生徒が入試で落ち一般の支援学校に来る。そこでコース制などをとりながら就労に向けた職業教育をするのも一つですが、希望者が多い高等学園の定員を増やすため、支援学校と同様に仮設校舎を設置すると良いと思います。その場合に寄宿舎の問題が出てくるとは思います。寄宿舎指導員を配置して寄宿舎に子どもを入れ、本当に社会自立に繋がっていくのかどうかには私は疑問があります。むしろ近隣の民家を借り将来的に自立しながら自分でやれるような生活を作っていくというグループホームに世話人や寄宿舎指導員を配置し、そこから学校に通わせることも考えられると思います。その方がよほど地域に根ざした生活環境であり、自立に向けたスキルを高めることができ仮設校舎を設置しても十分教育を行えると思います。

会長

高等学園のお話から考えると、多分高等学校における特別支援教育は見ている目が違うだけで、一緒の課題として考えなければならないと思います。子どもたちにどのような場所で勉強してもらうか、高等学園や高等部でも良いですし、可能ならば高等学校に特別支援学級ができないかと思います。今ある教室も含めて狭隘化の問題は決して解決できない問題ではないと思います。ハードは結構あるのではないかと思います。

今日の議論を踏まえて事務局で提言をまとめ、次回の審議会で議論したいと思います。いかがでしょうか。

### 3 議事(3)

- 藤倉委員 私も高等学校がどの程度受入れ可能になっていくのかが不透明だと感じています。知的障害に関しても高等部の需要がどんどん増えてきているのは、やはり3年後の進路決定に向け知的障害特別支援学校の方がより丁寧に送り出してもらえるからだと思います。
- 実は視覚支援学校も同じです。インクルーシブの流れで小・中学校段階では本校には入らず、点字使用の全盲の子どもだけが何年かに1人入ってくるような状況ですが、高等部には毎年入ってきます。小・中学校の弱視学級から地域の高等学校に無理して入れるよりも、3年後の就職を考えた時に本校に入った方が良いと選択しているのです。高等学校にどの程度受入れるキャパが生まれてくるかの兼ね合いで方向性を考える必要があると思います。
- 会長 これらを踏まえてまとめられればと思います。この議論はこの辺で終わらせていただいてよろしいでしょうか。
- 会長 それでは議事3です。
- これも前回に引き続き、「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」についてです。高等学校の内容にだぶ入っていたのですが改めて意見はありますか。高等学校の状況はいかがでしょうか。
- 藤倉委員 高等学校の場合も高機能自閉症やアスペルガーなど発達障害の子どもたちを受け入れる体制は少しずつ広がってきていると思います。ただ、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱などの障害者を受け入れるような体制にはなっていないのではないかと思います。特別支援学級などを高等学校にも設置するという方向性がもし可能ならば出口が見えてくると思います。
- 青木委員 平成21年3月現在の文部科学省から出された統計では、中学校3学年生徒全体で発達障害などの困難があるとされる生徒の割合は2.9%です。そのうち75.7%の生徒が高等学校に進学しています。高等学校進学者全体に対しての、発達障害の子どもの割合は約2.2%です。もしかすると古い統計なのでもっと増えているかもしれませんが、全日制に入っている子どもたちの割合が1.8%、定時制が1.4%、通信制は1.5%です。これだけ多くの子どもたちが高等学校に入っています。
- 文部科学省で対策を考えなければと発達障害児のためのモデル事業を行いました。いくつかモデル校があったと思いますが、それらの研究成果を共有する必要があると思います。高等学校の学習指導要領では、各教科や科目が比較的柔軟に選択でき、弾力的な編成が可能はずです。学校設定教科にソーシャルスキルトレーニングやキャリア教育を取り入れるという実験は他の県では行っていますし、通級による指導の教室のような個別の指導環境も作れるはずです。藤倉委員からお話があったのですが、高等学校への特別支援学級の設置は学校教育法81条第2項に

規定されており可能なのですが、設置基準や教職員定数は学習指導要領に特段の記載がないので、特別な教育課程はなかなか作りにくいというのが壁になるのです。条例改正などを行うことによりいろいろと施行できるのではないかと思います。

大阪府立の高等学校には、知的障害の自立支援コースがある学校が随分増え、高等学校の先生だけで運営しており、特別支援学級が併置されているのと同じです。このようなこともこれから検討して良いのではないのでしょうか。そうすれば高等部の狭隘化も随分少なくなり、例えば中学校の特別支援学級を出た後に発達障害の子どもたちが行くところがなく、短大くらいの入学金がかかる私立の学校や通信制の学校に行くものの、落ち着いていない子どもが多く、そのような子どもたちの受け皿になるのではないかと思います。

会長

私が担当している教職大学院に高等学校の先生方が来ています。かつては生活指導の対象として理解していた子どもたちが、今いろいろな情報に接しよく考えると軽度も含めて様々な障害の特性を持っている子どもであった。それに気づかないまま、あるいは高等学校の生活指導の中で対応し、時にはうまくいかないこともあった。特別支援教育という発想自体がなかったかもしれないが、子どもを育て社会に出すということからすれば何も特殊な領域とは考えていないということが先生方と話していると出てきます。

今まで特別支援教育や特別支援学級という発想がないので、すぐに設置して下さいということにはいろいろな御意見があると思いますが、そのような発想を持ち指導していることからすれば、高等学校の中に特別支援教育を受入れるソフト面でのキャパシティは十分あります。特に少子化ですからハード面のキャパシティを含めた高等学校の特別支援教育が必要だと思います。

鈴木  
委員

10月に高校教育課から高等学校における特別支援教育の導入に関する年次計画の案が示されました。今年度から4年間かけて高等学校用のガイドブックなどの作成や調査、中・高間の情報交換、個別の障害などに配慮した指導・支援、支援策の検討など5項目くらい挙げています。来年度は気になる生徒がどのくらいいるかという調査をするそうです。平成27年度に向けてガイドブック作りが始まるのですが、それと合わせて新将来構想がうまく関連できれば良いと思います。

また、何年か前に特別支援教育センターからサポートブックが各校、高等学校にも配られていると思います。その中に高校編があり、子どもたちの困り感に沿ってどのように動いたかが示されており、個別の指導計画をどのように作っていけば良いのかが分かりやすく解説されています。平成21年頃に出されたものでちょっと古い部分もありますが参考にし、高校教育課や総合教育センターが連携しながらこのようなものを作るのも良いのではないかと思います。

赤間  
委員

仙台市立の全ての高等学校に特別支援教育に3年間モデル事業として取り組んでいただいたことがありました。当初は我が校にそのような生徒はいないという先生たちもいましたが、研修を受けると、あの子のこととか、昔いたと徐々にアンテナが高くなり気が付きました。

例えば今までは就職の面接で何回練習してもうまくいかない、あるいはせっかく就職してもすぐ人間関係がうまくいなくなり離職してしまう。あるいは苦手な科目があるのだが、それを十分把握できず、進学先の大学の学部を選んでしまい退学してしまうこともありました。高等学校における特別支援は全日制の普通科や職業科それぞれで大事だということを共通認識できたと思います。

進学のことを考えると県立や市立の高等学校以外にも私立高等学校の子どもたちもたくさんいるので、新将来構想では公立高等学校だけでなく私立高等学校についても言及して良いと思います。私立高等学校はそれぞれの独自性や経営方針があると思いますが、発達障害の子どもたちはいると思いますので、教育の充実について触れると良いと思います。私立高等学校の先生も困り感を持っている生徒はたくさんいるが、どう対応したら良いかわからず、研修の機会もないというお話も聞いたことがありますので、そのようなことも提言すると良いと思います。

会長

自分が対応している子どものことで、特別支援教育について関心があり、私どもが担当する教職大学院に来た私立高等学校の先生がいます。赤間委員が話された私立高等学校はいろいろな経営方針があると思いますが、なんらかの困難を抱えている子どもを育てるという観点は、それほど経営の問題と直接関わるものではないので、言及することについては特段問題がないと思いますが、文言は事務局にお願いせざるを得ないです。

氏家  
委員

高等学校にはとてもやる気がある先生が多いと思うので、研修がうまくできると良いと思います。例えば研修の講師が俺の言うことは全部聞けとなると先生方もやる気をなくしてしまう場合や、高等学校の先生が学び過ぎており自分が関わっている子どもたちとは違うという感覚を得たときにずれが生じる場合があると思うので、研修の進め方や知識の提示の仕方、あるいは先生方が協議して支援体制を校内で構築し、既にもっている知識と目の前にいる子どもに即応できるような研修が設定できれば、可能性は相当あると思います。研修する側の講師が自分の知識を伝えたいあまり強過ぎてしまうと高等学校の先生が持っている課題とずれが生じる場合があるので、うまく工夫できると潜在的な可能性は多大にあると思います。先程村上会長が話されたように、特別支援の知識がないため試行錯誤だけで終わっていた各高等学校の先生方がやっていたことがあるはずで、先生方にとって真に役立つ研修の持ち方が工夫できると進む可能性はあると思います。

会長

そのとおりだと思います。石上委員いかがでしょうか。

石上  
委員

私は総合教育センターの立場と高等学校で教鞭を取ってきた立場と2つの観点でお話ししたいと思います。

まず1点目です。総合教育センターでは年13回「土曜開放講座」を実施しており、その中で一般の方も対象に特別支援関係の講座を年間で2つ持っています。1回目は7月に六丁目農園の社長さんをお呼びし、障害を持っている方を積極的に雇用しているという立場からの話を聞いて大変感銘を受けました。もう1回は先週の土曜日でしたが、国立特別支援教育総合研究所から笹森先生をお呼びし高等学校における特別支援教育に関するお話をいただきました。1回目は参加された方が77名で先週は111名参加されていました。高等学校におけるという限定で呼びかけにもかかわらず、かなり関心が高くニーズがあると感じました。この他にも多くの特別支援教育に関する研修会を実施しています。

もう1点は、高等学校で教鞭を取ってきた経験からお話をします。昨年の教育研修センター勤務から、今年は特別支援教育センターと教育研修センターが統合されて開設された総合教育センター勤務に変わりました。そこで特別支援教育に関するいろいろなお話を聞き、高等学校の先生方に必要とされているものは何なのかと改めて考えましたので、3点ほどお話しします。

1つ目は、高等学校の先生方は自分の学校の生徒の発達支援的な部分に関し、実態の認識不足があるのではないかと思います。特別支援学級から高等学校に進学する生徒の割合などいろいろな数字がこれまで示され、なるほどと私も思ったわけです。このような実態の認識は高等学校の先生方はほとんど持っていないのではないかと思います。

2つ目は、中学校から高等学校への情報伝達が十分ではないと思います。中学校からは調査書や指導要録の写しなどが高等学校に送られますが、比較的良いところを見て伸ばすというような情報は来るのですが、特別支援関係の情報はあまりこないのが実態だと思います。現在は高等学校に合格した生徒に関し、高等学校の先生方が中学校に出向きいろいろな情報を収集してくる中で教えていただくことがかなり広まり、高等学校としての対応を考える素地はできあがりつつあると思いますが、まだ十分ではないと思います。

3つ目は、高等学校の先生方は特別な支援が必要な生徒に対し何ができるのかという認識不足があると思います。高等学校の先生からすれば入学者選抜を通ってきた生徒なのだから大丈夫だろうという妙な思いこみがあり、また、高等学校は単位認定により少なくとも74単位を取得すれば卒業できるという状況もあります。高等学校の3年間で指導すれば十分卒業できるだろうという生徒個々の実態に即さないようなあいまいな認識の仕方に対応しているような気がします。先程赤間委員が話されたように、我が校にはそのような生徒はいないという認識を持っている高等学校の先生方が多いように感じます。実際に総合教育センターにいろいろな学校から相談がきますが、学校とのやりとりの中でそのような子どもに対して例えば具体的に学年としてあるいは教科担任としてどのような手立てをすると子どもに即した指導ができるのかということをおアドバイスしています。高等学校の先生方にとって特別な支援の手を差し伸べるような子どもがいるという認識と、そうしなければならないというような切実感が足りないのではないかと考えています。

会長 今の高等学校の話や中学校と高等学校との接続の話、そして社会にで  
てからの話は切り離せない問題です。その点について、登米高校の齋藤  
委員と五十嵐小児科の今委員から意見をいただいていますので、事務局  
から紹介していただければと思います。

事務局 お二人の御意見を御紹介させていただきます。  
登米高校の齋藤委員からですが、特別な支援が必要な生徒は在籍して  
いますが、保護者がそのことを認識していない。支援するためには家庭  
との連携がとても大切なので、保護者に対する発達障害などの理解・啓  
発が必要だと思います。また発達障害がある生徒への支援だけでなく、  
周囲の生徒たちへ障害の理解を図る取り組みが必要だと思います。この  
2つの御意見をいただいています。

五十嵐小児科の今委員からですが、高等学校では発達障害などに対す  
る正しい知識を広める段階にきていると思います。校内委員会の整備な  
ども行い、発達の連続性や多様性も含め全職員に共通した概念の形成が  
望まれますという御意見をいただきました。

会長 先程石上委員が話されたいくつかの課題がやはり高等学校の中でもか  
なりあるだろうということと、今委員や齋藤委員の意見の中にも同じ課  
題という認識がある。その点についてはこれから先の審議会の答申の中  
に盛り込むべき課題だと思います。それとはちょっと時間的にずれるか  
もしれませんが、高等部を含めた狭隘化の問題は別々の問題ではないと  
思います。

藤倉委員 発達障害に対する指導の意識をさらに広げていくのは大事なことで、  
少しずつ浸透してきていると思います。もう一方で障害種ごとの子ども  
たちをどのように受け入れるかということです。

例えば本県では教員採用の時点で特別支援学校の採用枠がないので、  
人事異動により高等学校との行き来があります。さらに昨年度から初任  
の先生は4・5年目を特別支援学校に積極的に配置するという教職員課  
の方針が今後継続していく中で、私は高等学校における特別支援教育の  
ソフト面での可能性は広がっていくのではないかと思います。それと合  
わせてハード面とうまくかみ合った時に、高等学校の特別支援教育の推  
進は今後も可能性はさらに広がると思います。

会長 それを期待すると同時に実は裏腹になると思いますが、先程菊池委員  
からも出ましたが人事異動と専門性の問題が矛盾しないようにしなけれ  
ばならず、今すぐではないですが審議会で考えていくべき課題だと思い  
ます。

藤倉 委員	<p>やはり専門性といったときに私は視覚支援教育という立場からの話となりますが、現在県内の小・中学校に26の弱視学級があり1校を除いて25校は全て1人1学級です。低発生頻度の視覚障害の場合は、稀に入ってきて卒業してしまうとしばらくいなくなるので専門性をそれぞれの地域で担保するのは無理だと思います。拠点校としての特別支援学校が必要で、そこから人事交流も含めて小・中学校の弱視学級や高等学校に行き来できるような体制になれば専門性を担保しながら教育自体が充実していくと思います。</p>
会長	<p>特に学校数の少ない障害種の特別支援学校の専門性については、東北地方はどの県でも同じような課題を抱えています。視覚支援学校は各県に1校、聴覚支援学校は1校か2校です。病弱支援学校も2校か3校で肢体不自由支援学校も同様だと思います。専門領域に各県の中で十分対応できるのかと漠然とした不安があり、果たして県単位でできるのだろうかとも思います。専門性を確保するのはやはり国や地方ブロックごとの視点を踏まえた形で考え、各県にとって拠点校は必要でしょうから、拠点校からそれぞれの地域の高等学校や小・中学校に対応する、青木委員の言うクラスター的な発想が必要ではないかと思います。</p>
門脇 委員	<p>我が子は女子だけの現在のいずみ高等支援学校に高等部の3年間、さらに専攻科でお世話になり卒業しました。社会性を教わり身に付け、そこを卒業した子どもたちは洋服を作ったり、刺繍をしたりはた織りをしたりという仕事に活かされいろいろな所で活動しています。我が子は施設にいますが、学校で身に付けた刺繍や織り方は作業のお手本になっているようです。やはり高等部以上の学校はないので、人との関わりや親ではできない学校ならではの教育が高等部には必要だと思います。</p> <p>私は今施設にいますが、いろいろな経験や体験した子どもはとても伸びています。何もできない子どもはいないので、難しいですけれどもできれば一人一人のニーズに合った専門性を、少しでも良いので身に付け就労に結びつける高等部がとても大事だと思います。専門性が社会や地域に繋がることを私は感じてきましたし必要だと思います。</p>
会長	<p>社会に出て行くと本人も理解します。個人的な見解ですが、守られた環境の中で、多少きつい部分もあるかもしれないけれど社会に出て行く準備を先生方が子どもたちに課題として作っていくのが学校です。それを求めて中学校を卒業すると支援学校の高等部に来るのだと思います。</p>
青木 委員	<p>高等学校の先生が障害を理解するための研修は、とても必要だと思います。今後、入試における合理的配慮がどのようになるのかですが、発達障害の子どもにとってクリアできるような支援が受けられるのであれば高等学校に発達障害の子どもが入ってくると思います。</p> <p>一定の知的レベルのある発達障害の子どもたちへの支援は独特な支援</p>

が必要であり、知的障害特別支援学校の先生方のセンター的な役割としての支援の範疇を超えているところがあるのではないかと思います。現在高等学校にもコーディネーターが配置されていますので、そのような方々へのより専門的な研修が必要だと思います。それが研修センターで行うべきか、もっと専門的に大学の中にコーディネーター養成コースのようなものを設け時間をかけ育て上げていくことも必要だと思います。また高校教育課にも特別支援教育の専門職員を配置し、高等学校を巡回指導することも必要だと思います。

会長

大学には、大変な課題を抱えた学生たちがいます。青木委員が話された発達的な課題、あるいは他の障害種もそうですが、勉強そのものはそれほど問題を抱えないが、その他の面でいろいろな問題を抱えている学生たちがいます。どのような対応をどれくらいしているのかという全国規模の調査があり、結果がそろそろ出てくる状況です。大学ではこのような学生たちを受け入れなければならないと考えています。宮城教育大学は先生を目指す学生たちが入ってきますので、対人的な問題に関わる困難を抱えた学生は相対的に少ないようですが、その他の専門の学部のある大学では、問題を抱えている学生たちがむしろ多数存在するそうです。

特別支援学校の先生が、センター的機能として高等学校に行き対応できるかというところだけでは対応できない支援も求められますので、高等学校は特別支援学校と連携し、独自の形で支援体制を作らざるを得ないと思います。

赤間  
委員

高等学校で担任や教科担任は具体的に何を指導するのかです。高等学校には特別支援教育の歴史はないという意見がモデル事業の中でありました。何もないところから始まるので研修しても理解はなかなか進まないと思います。目の前にいる生徒に対し何ができるのかを考え、自分の居場所がないなどと子どもが感じた時に受け入れるような適応指導や、問題行動に繋がる生徒は生徒指導部と連携し教育相談ごとの連携体制が必要です。

もう一つは、キャリア教育と進路指導との関係がとても大事だという話がでてきます。先程言ったように進路選択のミスマッチもありますので、生徒の特性に合った支援をしなければならないと思います。大学に進学したいという生徒もいますが、大学センター入試試験でも合理的配慮があります。入試の時だけ配慮しないようにと文部科学省でも示しており、進学を希望する生徒のために支援計画を作成し、入試の際にどのような配慮が必要かを考えなければなりません。キャリア教育と進路指導との関係がとても大事で、高等学校の先生の特別支援教育に対する専門性の向上を図るためには、そこを切り口にすると良いと思います。

会長

入試の時に従来は視覚障害の方を中心として1.3倍の時間という配慮が続いてきたのですが、4、5年前からは対人的な関係で不安定にな

る生徒には別室を用意するなどの配慮が成されていますが、大学は高等学校からの連絡がなければ動けないのです。高等学校の先生方が進学なども含め子どもたちの将来を見据えて考え、合理的配慮をどのようにするかです。話されたとおりの進路指導は高等学校のメインであり、切り口としては分かりやすいと思います。

青木  
委員

入試の制度や方法を変え、いろいろな発達障害の子どもたちが高等学校に入ってきて、その後の手立てがきちんとされなければ投げ込みにすぎないと思います。先生方が専門性を高め、「できる・わかる」インクルーシブな授業作りをすれば解決するような考え方がありますが、私は小学校の通常の学級で担任1人の専門性では支援できないので、やはり支援員の負う力はとても大きいと思います。将来的には高等学校にも支援員を配置しサポートしなければ、対応できないと思います。

太田  
委員

石上委員が話された、子どもたち一人一人の情報がとても大事だと私も職場で感じています。乳幼児期から始まり小学校、中学校、高等学校に特別支援関係の情報が伝わりにくいということですが、情報を伝えていく方法を考えることと、できれば自立していく先、就職すれば就職先にも情報が伝わればとても助かると思います。

会長

学校はあたかも就職がゴールであるように考えますが、以前に話されたように子どもたちの一貫した人生を考えると、繋ぐことはとても大事だと思います。

小室  
委員

繋ぐことの大切さを感じています。「すこやかファイル」がなくても地域と学校、そして職場が連携することがとても大事だと思います。

教員の研修が大事だというお話がでていたので、心の片隅に置いて研修してほしいのですが、ちょうど思春期の頃に精神障害の発病の時期になります。発達障害の子どもたちは人間関係がうまくできず学校になじめないので、退学や休学することが多いと思います。20歳を過ぎた頃に精神障害で保健師が関わり話を聞いてみると、ちょうど中学校や高等学校の時期に発病したのではないかと思われる出来事がある場合もあります。この時期からは精神障害という問題も発生しますので、それを心の片隅において研修してほしいと思います。また、養護教諭にも発達障害や精神障害に関する研修をしてほしいと思います。

会長

統計上、病弱の特別支援学校で精神障害と診断される子どもたちの割合がかつては減っていたのですが、現在はかなり増えています。精神障害の基盤には、おそらく発達障害があるであろうと思われます。

憶測ですが多くの場合話されたように小・中学校あるいは高等学校でうまくいかないことが少なからず関連すると言われてしますので、大学

### 3 議事(4)

	<p>としても研修の中に入れなくてはならないことだと考えています。 「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」はここで区切ってよろしいでしょうか。</p>
会長	資料4以降について事務局から御説明をお願いします。
事務局	資料4につきましては前回説明していますので、御意見をいただきたいと思います。
会長	<p>資料4の課題3です。先程からずっと繋がっています。進路指導がいろいろと話されていますが、子どもたちが高等部に進学すれば大丈夫ということでは全くなく、就職はゴールではなくスタートです。小・中学校から高等学校、そして就労先にもどのように子どもたちの情報を伝えるかという移行のシステムについて先程意見がでました。</p> <p>課題4です。発達障害の子どもたちとは別な難しさとして「障害の重度・重複化、多様化に対応するための方策」です。他の子どもたちを含めたインクルーシブ的な発想で考えなければなりません、ハード的な部分はそう容易なものではないと思います。ここでは医療的ケアの問題や福祉の免許をもつ教員の活用、外部専門家の活用など重度化などの課題についていかがでしょうか。</p>
赤間委員	特別支援学校は総合支援学校とは違うと思いますが、知的、視覚、聴覚など、それぞれの特別支援学校の重複学級をもう少し活用できると良いと思います。やはり障害が重なっている子どもたちが増えている印象があります。療育手帳を持ち、身体障害者手帳も持っている子どもたちはどの支援学校に行けば一番良いのかを考えた時、主障害を考えると聴覚支援学校や視覚支援学校だが通学は遠くなる。もう少し支援学校に多様性ができ、なるべく暮らしている地域に近いところで、併置ではなくとも重複学級が活用できれば良いと思います。
会長	私も何度もお伺いしましたが、元々は山元支援学校の重度・重複のクラスにかなりの子どもたちが在籍し、地域にも多分そのような子どもたちがいるかと思います。今在籍している子どもたちの実態はいかがでしょうか。
鈴木委員	<p>病弱学級は宮城病院に入院している方々が対象ですが、今はほとんどが学齢超過の方と、過年度卒業という高等部が設置される以前に中学部を卒業した方を受け入れており、学齢期で重度・重複の子どもたちは3名しかおりません。病弱学級は年齢幅が広く、一人一人障害も違いますし、個別の教育支援をしながら自立活動を支援しています。</p> <p>山元支援学校を拠点校とするならば、赤間委員が話された自立活動の</p>

在り方を他校の重複学級に行き指導する体制は可能であると思います。

会長 主障害の関係では、重複学級には従来の視覚障害や聴覚障害に加え、多くの場合は知的障害や肢体不自由の子どもたちが入っていると思われませんが、視覚支援学校の藤倉委員あるいは聴覚支援学校の菊池委員いかがでしょうか。

菊池委員 聴覚支援学校の場合は全児童生徒の1割か2割と少ないのですが、重複の子どもたちも若干ですが年々増えている傾向にあります。主な重複は聴覚と知的の場合ですが、それに加えて肢体不自由などの重複が入ってくると、施設設備の面で合理的配慮を受けるのが難しい子どももいます。保護者が聴覚への支援をメインに希望したとしても残念ながら聴覚支援学校の施設設備では対応できないこともあり、また、重度・重複の子どもには通学の負担はかなり大きいと思います。先程赤間委員が話されたようにどのような障害種の重複の子どもでも、居住地に近い地元の学校に行くのが理想だと思います。

藤倉委員 視覚支援学校にも医療的ケアを受けている子どもがいますし、かなり重度の子どもたちもいます。その中には視覚障害の準ずる教育を積み重ねてきた専門性を活かすことは難しいと感じることも多々あり、むしろ知的障害支援学校から本校に異動してきた先生方が中心となり、重複障害に関わる担い手になっているのが現状です。その意味では、重度・重複の指導において経験や専門性の蓄積を学び合う特別支援学校間の連携が必要だと感じています。

赤間委員 市町村教委で保護者と就学相談をし、障害が重複している場合には、この支援学校に行きたいのになぜ行けないのかと言われ、どのように説明したら良いのか悩ましく思いました。

就学先決定の仕組みで、保護者や本人の意思を最大限尊重するとう文部科学省の報告を踏まえ、今後、保護者のニーズを尊重する方向になると、ますます知的障害支援学校に重複障害の子どもたちが増えてくると思います。

亀井委員 先生方に相談するにしても、研修センターや支援学校に行かなければ専門的な相談は受けられない状況ですし、中学校を卒業後に支援学校が居住地から遠いと通学は大変です。

例えば、宮城県を東西南北に分け、仙台市は人口がかなり多いので、市域を東西南北に分け、圏域ごとに拠点となる支援学校を配置できると良いと思います。

高等学校にも変わった子だなという生徒は結構います。ただし普通科の場合はどうしても進学に力を入れるのですが、勉強が嫌だという子ども

ももいると思いますが、進路指導やカウンセラーはどのように対応しているのでしょうか。一つのことは飛び抜けているがその他は適応できないという学習障害の様々な形があると思うので、うまく調整を図らないと難しいのではないかと思います。前の会議の時も言ったのですが、やはり一生の間に1年か2年は必ず支援学校を経験する制度がないと難しいのではないかと思います。県立の中高一貫校設置に併せ、支援学校を併設すれば先生方もかなり勉強になるのではないかと思います。

会長 課題7までは既に議論しているので、想定される方策を見ていただきたいと思います。

課題5「軽度の知的障害のある高等部段階の生徒に対する教育」についてはだいぶ議論しました。まとめていただいたものに対し特段付け加えることはありませんでしょうか。

次に課題6「交流及び共同学習の推進」についても、地域に帰属している意識を相互に持つためには、特別支援を充実させなければならず、「交流及び共同学習」を推進していく方向で臨まなければならないという意見が出たのですが、具体的な手立ては簡単ではないという議論もありましたが、いかがでしょうか。

伊藤委員 地域との交流や地域に根ざした学校はとても大事だと思います。支援学校だと何かをしてもらう立場が多いような気がします。私が利府支援学校にいた時、利府町は皆さん御存知のように「志教育」で町は一つの学校だということで幼・小・中・高・特別支援学校は、いつも声をかけてもらっていました。私は何かをしてもらうだけでなく地域貢献を考えましょうと特に高等部に言ってきました。年に数回ですが、掃除をしたり公民館の近くに花を植えたり、バザーを呼びかけ来てもらったり、消防署から防災看板制作の依頼があり作ったりしました。何かをしてもらうだけでなく、学校で何かできることはするという地域貢献も交流の一つだと思い実践しました。

利府支援学校ではPTAが主催し学校と共催のような形で、「高校生のためのボランティア養成講座」を13、4年続けています。利府、塩釜、富谷高校などからの参加者が、以前は4、50人くらいいたのですが、高等学校も7月いっぱい授業をするようになり、最近では20名くらいに減ってきました。その人たちが後々教育実習に来たり、初任者研修に来たりしたこともありました。これがきっかけになり福祉や教育の世界に来てくれ良かったと思います。交流や共同学習は高等学校でもやれると思います。

会長 何かをしてもらうという発想が、どうしても支援学校に根付いてしまいます。伊藤委員が話されたように地域に存在することを認めてもらうには地域に貢献するのが第一歩です。そのようなことも踏まえて提言ができると思います。

次に課題7「特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実」です。

高等学校も含めてどのようにセンター的機能を充実させ、活用・機能させるかです。いかがでしょうか。

氏家  
委員

私自身、元々は医療の現場で心理士やソーシャルワークから関わり始め、先程小室委員が話されましたが、思春期の精神障害を主とした仕事をしていました。特別な支援は学校の先生方が学んできた範囲を少し越えたところで必要とされることが多いと思います。

例えば重度・重複などもそうですが、これまでも先生方は努力しいろいろと対応してきたはずですが、その経験の蓄積が現在の先生方に十分役立っていないのではないかというもったいなさを感じます。常に先生方は想定外に挑みうまく効果が得られたことと、全く効果が得られないこともあったと思います。将来的にも経験として蓄積すれば、次の世代の先生方にも役立つので、実践したことを言語化し、他の人が共有できるような工夫が必要だと思います。

先生方は重度・重複の課題やセンター的機能など難しいと思うと距離を置いたり、あまりにも何気なくやり過ぎていて共有し得ていないこともあると思うので、それぞれの経験を蓄積し、共有化、財産化、教訓化を意図的に工夫すると活用可能なものがあるのではないかと思います。

多分各先生方や各学校でもやっているのですが、経験は経験として終わらせず、誰か知らない人との共有化を図るよう工夫すると重度・重複の課題やセンター的機能、思春期の精神疾患の発症の問題などに役立つと思います。経験の集約と教訓化を図る方策を是非このセンター機能に入れていただけると良いと思います。

会長

ありがとうございました。残念ながら時間になってしまいました。たくさん意見をいただきありがとうございます。残った2つ課題は次回に先送りしたいと思います。

最初に申し上げましたが、狭隘化の問題については次回意見をまとめたいと思いますのでよろしくお願いします。さらに新構想の骨子案も次回まとめたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは事務局にお返しします。

4 閉会

司会

次回の審議会は2月中旬を予定しています。詳細な日程につきましては会長と相談の上、事務局から改めて御連絡したいと考えていますのでよろしくお願いします。

最後に伊藤副会長から閉会の御挨拶をいただきたいと思います。

伊藤  
委員

皆さん御存知だと思うのですが、糸賀一雄さんという滋賀県の近江学園を創設し、「この子らを世の光に」という言葉を話した方です。ちょうど来年が生誕100年で、滋賀県では大々的な記念式典をすると雑誌に書いてありました。

また、12月4日には「障害者の権利に関する条約」の承認案が国会

で可決され、日本も139番目で批准するという事で時代も動いています。

やはり特別支援学校の教育環境も、小・中学校や高等学校と同じように、教室や校庭、プールがあるのは当たり前で、居住地に近い学校への通学も含めてそれらが早く実現すると良いと本当に思います。

通常の学級には発達障害も含め、いろいろな児童生徒がいます。先程石上委員から高等学校の先生に足りない3つのお話もありましたが、一人一人に目を向けるという特別支援教育では以前から言われていることですが、支援学校だけではなく小・中学校や高等学校でも行われると良いと思います。以上です。

皆さんお疲れ様でした。

司会

以上を持ちまして本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。